

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和8年2月定例会)

1 開催日時 令和8年2月20日(金)午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浪江町防災交流センター 会議室

3 出席委員(12人) 欠席委員(0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 出席委員(17人) 欠席委員(2人)

浪江地区担当	畠山 行男	(出)	大堀地区担当	山田 勝広	(出)
浪江地区担当	佐川 洋一	(欠)	大堀地区担当	半谷 祥一	(出)
浪江地区担当	緒形 亘	(欠)	苅野地区担当		( )
幾世橋地区担当	鎌田 光男	(出)	苅野地区担当	高野 諭吉	(出)
幾世橋地区担当	廣内 忍	(出)	苅野地区担当	吉田 あや子	(出)
幾世橋地区担当	安部 正之	(出)	苅野地区担当	松本 善郎	(出)
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	(出)	苅野地区担当	笠井 宏光	(出)
請戸地区担当	脇坂 薫	(出)	津島地区担当	今野 勝彦	(出)
請戸地区担当	荒川 勝己	(出)	津島地区担当	木幡 一郎	(出)
大堀地区担当	遠藤 定郎	(出)	津島地区担当	菅野 一利	(出)

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	3件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(使用貸借権設定)	2件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	2件
議案第4号	令和8年度浪江町標準農業労働賃金協定表の決定について	

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	三浦 久幸
事務局員	紺野 ゆかり

議長 それでは、只今より 2 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 12 名 でございます。また、推進委員数は 17 名 でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 5 番中野委員および 10 番柴野委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 1 番 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。  
議案書の 2 ページをご覧ください。(議案書 2 ページ 読み上げ)

説明は以上となります。

なお、3 条申請における地域計画については、これまで特段言及しておりませんでした。農業上の利用であれば事後変更でよいとされておりますので、適宜担当課と情報共有及び対応いたします。

よろしくをお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

今野推進委員 津島地区担当の今野です。  
譲渡人〇〇さんとは、1 月 16 日に電話で確認を取りました。最近になって祖母名義の土地が津島地区にあることが分かりました。居住している福島市からは遠く、農機具も所持していないことから、親戚である譲受人〇〇さんに相談をし、譲渡することになりました。  
譲受人〇〇さんに電話が繋がらず、譲渡人に取り次いでもらったところ、1 月 22 日電話で確認を取ることができました。譲渡人の事情を理解し、申請地が自身の所有地と隣接していることから、譲り受けることになったそうです。審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 1 号 1 番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第1号2番 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。  
暫時休議いたします。  
(○○委員退席)  
再開いたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号2番 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

まず初めに、差替資料についてご説明いたします。  
議案書の17ページをご覧ください。  
「6周辺農地との関係」について、四角の記載枠内「譲り受ける農地(畑)」及び「畑として利用する」と記載ありますが、「畑」ではなく「田」の誤りです。

確認が不足しており大変申し訳ありません。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。(議案書2ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

吉田推進委員 苅宿地区担当の吉田です。  
2月15日譲渡人○○さんの原町区の自宅を訪問して、聞き取りを行いました。譲渡人は高齢であり、後継者の息子さんは地元に住んでおらず、農業経験もないため、譲受人○○さんに譲ることにしたそうです。  
2月15日譲受人○○さんに電話で確認を取りました。原町区に居住し、自家用の野菜を栽培している。室原に所有している農地は、復興組合で草刈り等したり、自分自身でも荒らさないように管理したりしている。申請地は、自分の所有地に隣接している農地なので譲ってもらうことにしたそうです。以上です。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第1号2番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。  
(〇〇委員入室)  
再開いたします。

つづきまして、  
議案第1号3番 について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書2ページ 読み上げ)

議案書の2ページをご覧ください。(議案書2ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

木幡推進委員 津島地区担当の木幡です。  
12月定例会で許可された案件の追加申請です。2月17日電話で聞き取りを行いました。譲渡人〇〇さんからは、贈与の追加申請ですと伺いました。譲受人〇〇さんからは、登記は畑で農地、現況は道路である1筆が残っていて道路で申請したそうです。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 1番 鈴木委員。

鈴木委員 木幡推進委員に質問です。道路として、贈与するということですか。

議長 木幡推進委員 いかがですか。

木幡推進委員 道路として贈与するとおっしゃっていました。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 鈴木委員。

鈴木委員 取得後、農地として耕作するものですが、申請として正しいのかどうかご検討をお願いします。

議長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 申請の際には、現況地目が道路ですが、現況は道路ではなく、農地として贈与すると伺っていますので、3条申請が成立します。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 鈴木委員。

鈴木委員 贈与後の耕作の在り方について、農地に復元して耕作するということなのか確認したいと思います。

議長 事務局お願いします。

事務局 事務局で現地の確認をしてきました。現況地目は、道路という扱いですが、アスファルト舗装がされている訳ではなく、道路に隣接して土地が残っているところが申請地でした。課税上、現況地目では、道路となっていますが、現地で確認したところ道路ではありませんでした。農地と認められると考えております。タブレットで位置を確認いたします。

議長 暫時休議いたします。  
(登記は、『畑』で農地であり、現況も道路の脇にある土地で道路として活用もされていない。農地として活用するための申請である。申請地の確認について)

再開いたします。

その他、質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第1号3番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1番及び2番 について、関連しておりますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)  
それでは一括審議といたします。  
なお、採決は議案ごとといたします。

議案第2号1番及び2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案書の30ページをご覧ください。(議案書30ページ 読み上げ)

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

笠井推進委員 苅宿担当の笠井です。  
2月13日設定人〇〇さんに電話で聞き取りを行いました。設定人〇〇さんによりますと、自分で農地管理ができないため、借りたい人がいれば貸したいと思っていたところ、被設定人〇〇さんの紹介があり、貸すことにしました。  
2月12日設定人〇〇さんに電話で聞き取りを行いました。現在いわき市に在住し、農業ができないため、〇〇さんから農地を借りたい人、被設定人〇〇さんの紹介があり、承諾しました。  
2月14日被設定人〇〇さんに電話で聞き取りを行いました。浪江町で試験的にアボガド栽培を行うため、〇〇さんに借りられる農地の相談をし、設定人〇〇さんから農地を借りることにしました。設定人〇〇さんの農地は、役場で相談をし、借りることにしました。  
〇〇さんは、立野地区に移住し、規模拡大しながら農業経営をしています。審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局及び地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

鈴木委員 はい。(挙手)

議長 1 番 鈴木委員。

鈴木委員 3 条の許可ではなく、地域計画（立野、室原）の変更では、今回できなかったのでしょうか。確認です。

議長 地域計画について質問がありました。事務局お願いします。

事務局 地域計画の担い手の変更については、事後変更でよいとなっておりますので、許可後に農政係と情報を共有したいと思います。農地の貸し借りには、農地中間管理事業か 3 条許可が必要です。農地バンクですと最低でも 6 年間となり、本案件は、試験栽培のための 2 年間の使用貸借契約なので、3 条で申請がありました。

議長 鈴木委員 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。理解しました。

議長 その他、質疑ございませんか。  
（質疑無し）  
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第 2 号 1 番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 2 号 2 番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第 2 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件 1 番及び 2 番 について、関連しておりますので、一括審議としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）  
それでは一括審議といたします。  
なお、採決は議案ごとといたします。

議案第 3 号 1 番及び 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。

議案書の 49 ページをご覧ください。(議案書 49 ページ 読み上げ)

本案件は、1 番及び 2 番ともに令和 7 年 3 月 18 日付けで転用が許可されておりましたが、事業遂行までには至らず、事業計画を変更するものです。

議案書の 55 ページが 1 番、76 ページが 2 番の土地利用計画図です。変更後の工事期間につきましては、1 番及び 2 番ともに令和 8 年 6 月 30 日までとなっております。

一般基準の資力、周辺農地への影響については、1 番及び 2 番ともに特段問題がないと考えられます。

議案書の 58 ページが 1 番、77 ページが 2 番の系統連系承諾書です。議案書の 59 ページから 67 ページが 1 番、78 ページから 86 ページが 2 番の仕様書です。

議案書の 68 ページから 70 ページが 1 番、87 ページ、88 ページが 2 番の架台図です。

差替資料②をご覧ください。

1 番について、16 日の現地調査の際に、草刈り等による敷地管理についてしっかりと明記するよう委員よりご指摘があり、申請者より差替資料が提出されております。

また、2 番について、ハザードマップによる災害区域の指定はありませんでしたが、現地調査にて委員より、水害等の影響が懸念されるため、十分ご留意いただくよう助言がありました。

また、変更前の申請関係書類を追加資料①が 1 番、追加資料②が 2 番として、参考まで添付しております。

なお、本案件は、1 番及び 2 番ともに、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員より説明をお願いします。

吉田推進委員

苅野地区担当の吉田です。

2 月 17 日〇〇〇担当〇〇さんに電話で確認を取りました。申請時に予定していたパネルが廃番で使用できなくなり、代用パネルの手配及び計画図の見直しが必要となったため今回の申請に至ったとのことです。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

高野委員

7 番高野です。

室原字沢の方で入口のパネルが未設置でした。草が伸びていましたので、敷地管理について改善が指摘されました。下り藤の方は、これから設置する予定で申請地の隣を河川が流れ、土手の傾斜がきつく、雨

等で崩れやすい状況下にあつて、現在もイノシシによって土手が大きく削られており、排水路の対策を検討するよう指摘されました。

議長 事務局、地元推進委員及び現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数と認めます。よつて議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第3号2番に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数と認めます。よつて議案第3号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第4号 令和8年度浪江町標準農業労働賃金協定表の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。

議案書の89ページをご覧ください。(議案書89ページ 読み上げ)

本案件は、先月1月定例会のその他報告・協議事項等でご協議いただきました内容でございます。

議案書の90ページをご覧ください。

赤字が新たに追加・変更する内容となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は挙手により行います。

議案第4号に賛成の委員の挙手を求めます。

賛成全員と認めます。よって議案第4号に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和8年2月20日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時10分

議 長

議事録署名人 (5 番)

議事録署名人 (10 番)